

國際觀光ホテル整備法の施行に付て

(二五三一一三 行政管理廳)

一、同法の主務大臣は運輸大臣とする但し法第十四條第一項の主務大臣は、地方税に付ては内閣總理大臣及び運輸大臣、法人税に付ては大蔵大臣及び運輸大臣とすること

二、運輸大臣は左の場合には關係大臣に協議するものとする事

1、法第十條によつて登録ホテル等を営む者に對し施設又け經營の改善に關し勸告をしようとする場合に於てその勸告が公衆衛生の向上及び増進を図る事項を含む場合又け國立公園内のホテル及び旅館に對し行ける場合は厚生大臣に

2、通商産業省の管理するホテルに對して法第十條によつて施設又は經營の改善に關し勸告をしようとする場合は通商産業大臣に

三、施行令の制定に當り關係省の間に於て左の趣旨の協定をすること

1、施行令の制定は現在の關係各省設置法の定める各省の権限に何

等の變更を加えるものでない

2、運輸大臣は法第二十條によつてホテル審議會の委員を任命する時は厚生大臣及び通商産業大臣に協議する

3、運輸大臣は法第十八條によつてホテル審議會にけるべき事項が通商産業省の管理するホテルに對してなされる場合にけるホテル審議會にける前に通商産業大臣に協議する